

恵庭市契約事務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

恵庭市長 原 田



恵庭市規則第 1 5 号

恵庭市契約事務規則の一部を改正する規則

恵庭市契約事務規則（平成 9 年規則第 1 0 号）の一部を次のように改正する。

現行	改正案
第 1 条～第 10 条（略） (入札保証金に代わる担保) 第 11 条 施行令第 167 条の 7 第 2 項の規定による国債及び地方債の他に市長が确实と認める担保は、次に掲げるものとする。 (1)（略） (2) 前号の規定に該当するものを除くほか、日本国有鉄道改革法(昭和 61 年法律第 87 号)附則第 2 項の規定による廃止前の日本国有鉄道法(昭和 23 年法律第 256 号)第 1 条の規定により設立された日本国有鉄道及び日本電信電話株式会社法（昭和 59 年法律第 85 号)附則第 4 条第 1 項の規定による解散前の日本電信電話公社が発行した債券(以下「公社債」という。) (3)～(8)（略） 2・3（略） 第 12 条～第 45 条（略） (見積書徴取の省略) 第 46 条 前条の規定にかかわらず、次の各号の	第 1 条～第 10 条（略） (入札保証金に代わる担保) 第 11 条 施行令第 167 条の 7 第 2 項の規定による国債及び地方債の他に市長が确实と認める担保は、次に掲げるものとする。 (1)（略） (2) 前号の規定に該当するものを除くほか、日本国有鉄道改革法(昭和 61 年法律第 87 号)附則第 2 項の規定による廃止前の日本国有鉄道法(昭和 23 年法律第 256 号)第 1 条の規定により設立された日本国有鉄道及び日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和 59 年法律第 85 号)附則第 4 条第 1 項の規定による解散前の日本電信電話公社が発行した債券(以下「公社債」という。) (3)～(8)（略） 2・3（略） 第 12 条～第 45 条（略） (見積書徴取の省略) 第 46 条 前条の規定にかかわらず、次の各号の

現行	改正案
いずれかに該当する場合は、見積書の徴取を省略することができる。 (1)～(4) (略) (5) 1 件の予定価格が <u>5 万円</u> を超えないとき。 (6) (略) 第 47 条～第 51 条 (略) (請書等の徴取) 第 52 条 市長は、前条の規定により契約書の作成を省略する場合においては、契約の適正な履行を確保するため、契約内容を明らかにした請書その他これに準ずる書面を徴さなければならない。ただし、契約金額が 10 万円以下の契約(請負に関する契約を除く。)で、契約の履行が即時又は短期間に行われ、かつ、契約不履行の余地のない場合においては、この限りでない。 第 53 条～第 76 条 (略) (検査証等の作成) 第 77 条 (略) 2 前項の規定にかかわらず、第 51 条若しくは第 71 条の規定による場合又は物件の買入れその他契約に係る給付の内容により市長が認めたものにあつては、検査証等の作成を省略することができる。この場合は、<u>関係書類に検査員が押印することにより</u>これに代えなければならない。 第 78 条～第 86 条 (略)	いずれかに該当する場合は、見積書の徴取を省略することができる。 (1)～(4) (略) (5) 1 件の予定価格が <u>10 万円</u> を超えないとき。 (6) (略) 第 47 条～第 51 条 (略) (請書等の徴取) 第 52 条 市長は、前条の規定により契約書の作成を省略する場合においては、契約の適正な履行を確保するため、契約内容を明らかにした請書その他これに準ずる書面を徴さなければならない。ただし、契約金額が 10 万円以下の契約_____で、契約の履行が即時又は短期間に行われ、かつ、契約不履行の余地のない場合においては、この限りでない。 第 53 条～第 76 条 (略) (検査証等の作成) 第 77 条 (略) 2 前項の規定にかかわらず、第 51 条若しくは第 71 条の規定による場合又は物件の買入れその他契約に係る給付の内容により市長が認めたものにあつては、検査証等の作成を省略することができる。この場合は、<u>適当の方法で</u>_____これに代えなければならない。 第 78 条～第 86 条 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、令和 7 年 8 月 1 日から施行する。